

市町村民税所得割額の確認方法①

「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

- 給与から市県民税を差引きされる方は、給与の支払い者（勤務先等）から通知書を配布されます。
- 市町村により通知名や様式、送付時期は異なります。

※郡山市の通知見本です。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）									
所 得	給与収入			主たる給与	農業等 不動産 子	配給	贈与	課 税 標 準	納付額
	給与所得（所得金額調整控除後）	以外の合算	所得区分	贈与					
	その他の所得計		総所得金額①						
所 得 控 除	雑損		障・寡・ひ・勤						
	医療費		配偶者						
	社会保険料		配偶者特別						
	小規模企業共済		扶養						
	生命保険料		基礎						
	地震保険料		所得控除合計②						
(摘要)									
(2)									
税額控除額④									
税額控除額⑤									
所得割額⑥(1)									
6月分									
7月分									
8月分									
9月分									
10月分									
11月分									
12月分									
1月分									
2月分									
3月分									
4月分									
5月分									
変更月									
月									

・所得区分、扶養親族該当区分の控配と老配、本人該当区分、譲越損失に該当する場合は＊印で、扶養親族は人数で、それ以外は円単位です。

(1) 市民税 所得割額⑥ を確認します。

(2) (摘要) を確認し、「住宅借入金等特別税額控除」「寄附金税額控除」等保育料算定に適用されない控除の表記があるか確認します。

⇒ 表記がない場合は、(1) 市民税 所得割額⑥ に記載された金額が目安です。

⇒ 表記がある場合は、(1) 市民税 所得割額⑥ に記載された金額と (摘要) に記載された上記控除の市分の金額を合計した金額が目安です。

※ 「外国税額控除」「配当控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」等保育料算定に適用されない控除は、(2) (摘要) に記載されないため、正確な所得割額を確認できない場合があります。

